

とんだばやし

かかし



5月号(No. 140)

発行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



サバーファームのお花畑

農業公園サバーファームのお花畑では、ポピーが見頃となります。(昨年5月の様子)

もくじ

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| ▶ 営農計画書の提出 …………… 2 | ▶ 遊休農地の管理について …………… 4 |
| ▶ 南河内地区農業委員会講習会 …… 3 | ▶ 農地賃料情報 …………… 4 |
| ▶ 生産緑地の指定受付 …………… 3 | |
| ▶ 第3回おおさかNo-1グランプリ
審査員特別賞 受賞 …… 3 | |

今年度の「水稻生産実施計画兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書（兼確認野帳）兼水稻共済加入申込書兼変更届出書」の提出は5月10日までです。

営農計画書の提出は終わりましたか？

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

●水田活用の直接支払交付金

・対象者（転作作物に対する支援）

経営所得安定対策に加え、水田で出荷・販売を目的として大豆、米粉用米等の戦略作物や園芸作物を生産し、販売する農家

・交付申請書の提出期限

令和元年6月14日（金）
午後5時30分まで

☆営農計画書と交付申請書、証拠書類等の名義が異なる場合には交付されません。

☆大阪エコ農産物・なにわの伝統野菜については、当該作物が府（市）の認証を受けていることが必要です。

☆野菜・果樹・花き等の作物は、平成31年度の出荷・販売伝票等の書類の提出が必要です。

☆担い手加算を受けるためには令和元年10月1日現在で認定を受けている認定農業者（国版・大阪版）等が対象となります。

☆主食用米を作付けしている水田には交付されません。（水稻の裏作は不可）

	対象作物	要件等	交付単価交付 (10aあたり)
①	地産地消作物	平成31年度中に、出荷・販売していること (戦略作物・たけのこ・そば・②の対象物を除く)	5,000円
②	なにわの伝統野菜	府が定めるなにわの伝統野菜認証を受けた作物に助成(18品目)	16,000円
	大阪エコ農産物	府が定める大阪エコ農産物認証を受けた作物に助成(78品目)	
	地域戦略作物	地域水田フル活用ビジョンにおいて地域の戦略作物に定められた品目(5品目以内)に助成	
③	担い手加算	10月1日現在で認定されている認定農業者等が作付けする①または②の作物に加算 (※別途要件があります)	10,000円

水田活用の直接支払交付金の内の
産地交付金の内容

④	規模拡大加算	当年1月～12月末に利用権の設定（機構事業を含む）又は販売権付農作業委託契約等を締結し、③の担い手が規模拡大した筆に加算	12,000円
⑤	そばの作付推進	実需者（加工・流通業者等）と出荷または販売契約を締結、又は所定の書類を作成し、平成31年度中に出荷・販売していること	20,000円

※申請状況等によっては、交付単価が変動する可能性があります。

（注）対象となる交付金は麦・大豆・米粉用米などを対象とする戦略作物助成など他にもあります。詳しくは左記までお問い合わせください。

■問合せ
市農業振興課まで
（市役所内線445）

南河内地区農業委員会講習会

2月20日、大阪狭山市で南河内地区農業委員会講習会が開催され、本市農業委員・農地利用最適化推進委員が参加しました。
南河内地区農業委員会連合会会長 上田幸男氏（大阪狭山市農業委員会会長）による開会挨拶、古川照人大阪狭山市長の祝辞があり、その後、大阪府金融広報委員会 金融広報アドバイザー 武地善治氏を講師に招いて、「相続と相続税」と題して講演されました。

最後に、大阪府農業会議北川事務局次長から、農業委員会が実施すべき農地利用の最適化について・最近の情勢として改正生産緑地法などについての報告がありました。

生産緑地地区の追加指定受付

富田林市では、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成4年度より生産緑地地区を指定しています。

平成30年12月に下限面積要件を300㎡に引き下げる条例を制定し、今まで指定することができなかった小規模な農地についても指定可能となったことから、新たに同地区の指定を受け付けます。

○受付期間
令和元年5月15日(水)から6月28日(金)まで

○受付場所
富田林市役所 4階
まちづくり推進課

※同地区の指定には要件がありますので、ご希望される人は事前に土地の位置、地番、面積などを確認の上、早めにご相談ください。
また、指定することになった場合、土地の登記事項証明書などの書類が必要で

■問い合わせ
市まちづくり推進課まで
（市役所内線451）

全国農業新聞

農業に役立つ情報が満載です。ぜひ購読しましょう。
☆発行日 毎週 金曜日
☆購読料 月700円
☆申込先 農業委員会事務局

第3回おおさかNo.1グランプリ審査員特別賞受賞



（多田市長に受賞報告を行う 浅岡弘二氏）

大阪府とJAGグループ大阪は、2月2日に大阪市の「グランフロント大阪北館」で第3回おおさかNo.1グランプリの最終選考会を開いた。
1次、2次選考を勝ち抜いた西板持地区 浅岡弘二氏が発表した「大阪農業の希望になる！魂の継承フランチャイズ制度の導入」はについて、大阪府立大学研究機構特任教授の増田審査委員長らから「最優秀賞、準優秀賞にも匹敵する発表」と評価され、審査員特別賞を受賞されました。

遊休農地の管理について

毎年、5月頃から夏にかけて、遊休農地・耕作放棄地などで雑草が繁茂しやすくなります。これでは害虫や災害の発生など、周辺の生活環境を保持するうえで好ましい状態ではありません。

市農業委員会では、遊休農地（耕作放棄地）や農地の違反転用の実態を把握するために、毎年5月から8月にかけて、市内のすべての農地を対象に農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

実行組合の協力もいただき、三役、地域の農業委員又は農地最適化推進委員と事務局で、市内を六ブロックに分け、遊休農地の調査を実施しています。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

遊休農地（耕作放棄地）は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病虫害の発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど地域農業振興に悪影響を及ぼします。

また、ごみの不法投棄や火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。相続税等の納税猶予の適用を受けている場合には、遊休地となった時点で納税猶予期限の確定（猶予の終了）となり、納税猶予額に利息を合わせて支払わなければなりません。

高齢で耕作ができない、担い手がいないなど耕作できない場合は、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局又は市農業振興課にご相談ください。

農地賃借料情報

平成30年4月から平成31年3月までに締結（公告）された賃借料水準（10aあたり）は、次のとおりとなっています。

【田の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考 (使用貸借)
16,000円	29,400円	4,400円	18筆	67筆

【畑の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考 (使用貸借)
18,800円	25,600円	9,900円	20筆	8筆

- ① 賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借における賃借料のみを収集の対象としており、使用貸借（無料）のデータは含まれていません。
- また、標準的な賃借料を算出するため、特殊事情によるものを除いています。
- ② 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ③ この賃借料の水準は、賃借料の動向をお知らせするものです。実際の契約は、土地の広さ・形状・水利等の条件を勘案し、当事者間で賃借料を決定してください。
- ④ 賃借料を物納（水稻）している場合は、玄米30kg当たり7,000円に換算しています。